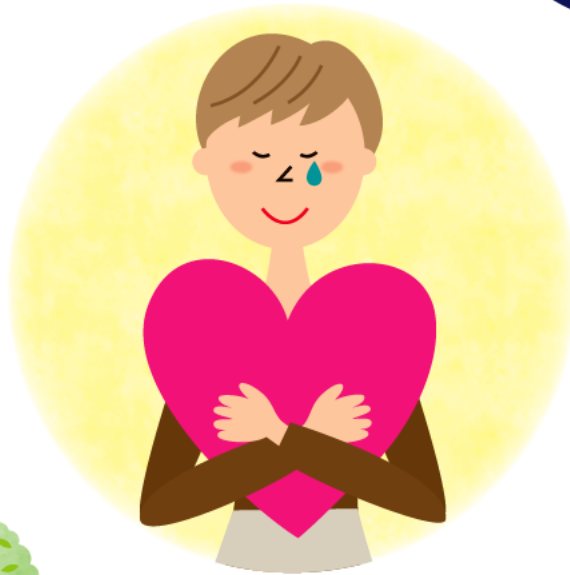
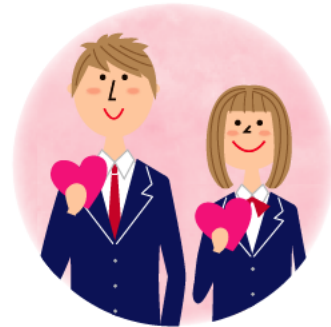


2019年4月1日施行

三重県犯罪被害者等支援条例

～ひとりじゃないと思える三重をめざして～



この条例は、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が
受けたさまざまな被害から立ち直り、早期に平穏な生活を営むことができるよう
県民全体で寄り添い、温かく支え合う
地域社会の実現をめざして制定されました。

三重県

条例の基本理念

犯罪被害者等支援は、

- 1 犯罪被害に遭った方やそのご家族、そのご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）の、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進する。
- 2 犯罪被害者等が置かれている生活環境、事情に応じて適切に推進する。
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、必要な支援が途切れることなく提供されるよう推進する。

■犯罪被害者等を取り巻く環境とは・・・

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けることに加え、捜査への協力やけがの治療のほか、様々な行政手続きや裁判への参加など時間的、経済的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校で心無い言葉をかけられて苦しまれる方も少なくありません。



■犯罪被害者等に寄り添う行動を！！

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調等に悩まされることがあります。このような二次被害を防ぐためにも、周囲の県民・事業者の皆さんは、犯罪被害者等に寄り添う行動を心がけましょう。

県民の行動例

- 挨拶など普段どおりに接する。
- 求められたときに話し相手になる。
- 困っていることがないか声をかける。
- 相談窓口を紹介する。

県民の責務
(条例第5条)

県民は、犯罪被害者等の置かれている状況等の理解、二次被害が生じることのないよう十分配慮、県実施施策に協力するよう努める旨の責務があります。

事業者の行動例

- 犯罪被害者等となった従業員の休暇取得（受診、裁判傍聴等）の配慮
- 雇用環境や福利厚生制度の整備
- 犯罪被害者等に配慮した接客や取材活動及び報道

事業者の責務
(条例第6条)

事業者は、犯罪被害者等の置かれている状況等の理解、二次被害が生じることのないよう配慮、県実施施策への協力、従業員への必要な支援を行うよう努める旨の責務があります。

二次被害につながる主な行動

興味本位の話しかけ、インターネット等による無責任なうわさの流布
偏見による解雇、心情を考慮しない過剰な取材等



県が実施する犯罪被害者等支援施策（県の責務 条例第4条）

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定・実施し、関係機関と相互に連携します。

総合的な支援体制の整備（条例第8条）

県、各市町、警察、関係機関・団体等が連携しながら、犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行っていきます。



経済的負担の軽減（条例第16条）

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための情報提供と必要な施策を行います。

都道府県では初

～三重県犯罪被害者等見舞金制度～

故意の犯罪行為（過失犯を除く。）により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付します。

※2019年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象で、三重県内に住所を有する方

遺族見舞金	……	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族
重傷病見舞金	……	犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院）を負った犯罪被害者ご本人
精神療養見舞金	……	特定の犯罪行為（殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買）によって、精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者ご本人

その他の支援施策（条例第17条、19条、20条、21条）

適切な医療サービス、福祉サービスの提供、再被害及び二次被害防止のための安全・居住の確保、雇用の安定のための職場環境の整備促進

県民の皆さんの理解の促進（条例第22条、23条）

犯罪被害者等の置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深め、地域社会で孤立することのないよう、犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を積極的に行います。

また、学校設置者等と連携し、児童・生徒等に対して、犯罪被害者等支援に関する教育等を行います。

11月25日～12月1日は、 犯罪被害を考える週間

犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深めていただく週間です。
犯罪被害者等がひとりじゃないと思える三重を私たちでつくっていきましょう。

犯罪被害者等のための相談窓口

～ひとりで悩まず相談を～

（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター

犯罪被害の相談電話

なやみなし
059-221-7830

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。【受付時間】平日 10:00～16:00（土日祝、年末年始除く）

みえ性暴力被害者支援センター よりこ

性犯罪・性暴力の相談電話

よりこ
059-253-4115

※相談は匿名でも受け付けます。秘密は守ります。【受付時間】平日 10:00～16:00（土日祝、年末年始除く）

警察の相談電話

●警察安全相談電話

#9110

又は **059-224-9110**

【受付時間】平日 9:00～17:00
（土日祝、年末年始除く）

●三重県警察性犯罪被害相談電話

性犯罪被害に関する相談、犯罪被害者へのアドバイス

#8103（ハートさん）

又は **0120-110919**

【24時間対応】

その他の相談窓口については
ホームページをご覧ください。

三重県 犯罪被害者等

検索



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョつとちゃん」

三重県環境生活部くらし・交通安全課

TEL 059-224-2664

FAX 059-228-4907

Eメール anzen@pref.mie.lg.jp

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

